

地域医療を守るための緊急対策の実施を求める意見書（案）

公立・公的病院は、僻地における医療、救急・小児・周産期などの不採算部門の医療、高度・先進医療など重要な役割を担っている。こうした役割を担う公立・公的病院は厳しい経営を余儀なくされてきたが、物価高騰の影響や人件費の増大などによって、より厳しい状況に置かれている。

特に公立病院の経営は極めて深刻で、令和5年度の公立病院の純損益は2,055億円の赤字になっている。

また、公立・公的病院の医療従事者の人員確保も課題であり、賃上げに対応できなければ、必要な人員が確保できなくなることも危惧される。

このような現状を放置すれば、必要な医療が提供できなくなり、守れるはずの命を守れなくなってしまうおそれがある。

よって、国においては、以下の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 第1段階の対策として、公立病院など、赤字の医療機関の経営を緊急的に支える補助金制度を速やかに創設し、第2段階の対策として、令和6年度の公立病院の損益収支が発表された後、必要であればさらなる対策を講じること。
- 2 全ての医療機関の赤字の状況や物価高及び人件費高騰に対応するため、次期診療報酬改定で上記補助金の内容を踏まえてプラス改定とするよう取り組むこと。
- 3 公立病院が引き続き地域医療の要として機能を果たせるよう、繰出基準や普通交付税及び特別交付税の単価を引き上げる等、制度全体を見直すこと。
- 4 医療保険を使った医師偏在対策ではなく、都道府県や市町村の自主性を尊重する医師確保策を実行し、市町村や一部事務組合でも独自に基金を創設し、医師確保ができるようにするため、医師確保のための基金を拡充すること。
- 5 令和6年度診療報酬改定で新設されたベースアップ評価料や基本料引上げの効果を早期に検証し、看護師等のさらなる賃上げが可能となる制度設計を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月8日

香 川 県 議 会